

■個人の事業・不動産所得者

平成24年中の所得金額の合計額が、所得控除の合計額より多くなる方 など

■土地・建物などを売却した方

譲渡所得とその他の所得の合計額が、所得控除の合計額より多くなる方 など



国税の申告・納税はe-Taxが便利です

○e-Tax利用の利点

- ・ 所得税額から最高3千円の控除を受けることができます。(平成19年分〜平成24年分のいずれか1回)
- ・ 医療費の領収書や源泉徴収票などは、記載内容を入力することにより、これらの書類の提出を省略することができます。(税務署から書類の提出または提示を求められることがあります)

※e-Taxは、電子証明書が付

与された住民基本台帳カード

(住基カード)とICカードリーダーライターが必要になります。住基カードは市役所で千円(住基カード500円と電子証明書500円)で発行できます。

※住基カードのない方でも国税庁ホームページ内の「確定申告書作成コーナー」を利用し、確定申告書を作成することができます。

※詳細については国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

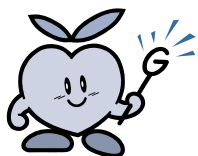
■所得税が還付される場合

確定申告をする必要がない方も、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ・ 多額の医療費を支払った場合
- ・ 年の途中で退職し、再就職していない場合 など

※医療費控除を受ける方は、医療費の領収書が必要です。領収書は事前に合計額を計算して

から申告会場にお越しください。



お知らせ

(所得税・市県民税共通)

■申告に必要なもの

- ・ 申告書・印鑑、計算機器
- ・ 給与所得者・公的年金などの受給者は源泉徴収票(原本のみ)
- ・ 可。年金支払通知書は不可)
- ・ 配当所得を申告する方は支払通知書(原本)
- ・ 医療費・社会保険料・生命保険料・地震保険料・障害者控除を受ける方はその領収書・証明書
- ・ 扶養控除・配偶者(特別)控除を受ける場合は、その方の所得がわかるもの
- ・ 寄附金控除を受ける方は寄附した団体の領収書など
- ・ 所得税が還付になる方は、本人名義の預金通帳など(口座番号がわかるもの)

※申告内容によっては、ほかの資料が必要な場合があります。

■昨年からの変更点

■生命保険料控除の改正

平成24年1月1日以後に締結した保険契約などについては、一般生命保険料控除、個人年金保険料

控除に加え、新たに介護医療保険料控除が設けられました。これにより生命保険料控除の各控除の適用限度額および合計適用限度額が変更になりました。

詳しい計算方法については、所得税の確定申告の手引きや市県民税の申告の手引きをご覧ください。

所得控除額

	平成23年12月31日以前契約分		平成24年1月1日以後契約分	
	控除限度額		控除限度額	
	所得税	市県民税	所得税	市県民税
一般生命保険料控除	50,000円	35,000円	40,000円	28,000円
個人年金保険料控除	50,000円	35,000円	40,000円	28,000円
介護医療保険料控除 (平成24年から新設)			40,000円	28,000円
合計適用限度額	100,000円	70,000円	120,000円	70,000円